



平成15年3月25日


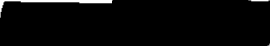
熱海土木事務所長 様

宅地造成等規制法第18条に基づく報告について

平成15年3月14日付け熱土第349号「宅地造成等規制法第18条に基づく報告について」、下記の通り報告いたします。

記

1 現在までの工事の施工に関する資料



(1)雑草・樹木の根・有機物・雑物の除去については、（中間処理施設・収集運搬業務、静岡県許可第号）に処理を委託しました。資料については後日提出致します。

(2)(3)段切りその他の施工状況ならびに0.3メートルごとの十分な転圧の施工状況につきましては、V型の谷地にユンボ等重機が降りますので地山を段切りしながら作業を進行しました。また転圧につきましても、1日20台強の10トンダンプによる土の量では、0.3メートル地盤を上げるのも困難な状況下、埋土作業を進めて参りました。その写真についてはありません。その理由は、当初の当該地埋土許可が熱海市水道管の埋設された当社所有地内道路（現熱海市道七尾本宮線）自費拡張工事の「道路保護のための30度勾配の法面造成」のためだったからです。当然、宅地造成法の埋土許可ではなかったため、写真撮影等をせずに熱海市に移管されたわけです。

今回の許可済開発申請に関しましても、申請図面の現況地盤は熱海市に道路移管後が現況であると考えておりますので、それ以前の造成について問われるのは許可の矛盾ととらえております。

しかし、都市計画課との話合いの中で、当社としては前向きに協議し指導を受けていくつもりです。

(4)(5)擁壁底面の地耐力と擁壁の施工状況についてですが、同様の資料を都市計画課に提出したところ不十分であるという指導をいただき、ご存じの通り「工事停止の命令」に従い、現在、停止中の防災計画を作成中です。

2 現在の敷地の状況に関する資料についてですが、静岡県知事からの工事停止命令書の中で、また静岡県庁における静岡県都市住宅部の話合いの中で、当社は「開発行為に関する工事を完成するために必要な能力を欠く」、「開発行為を行うために必要な信用に欠く」という判断をいただき、今後の防災計画並びに善後策については当社外の業者に委ねるのが望ましいとのご指導を謙慮に受け止め、現在、関連の設計会社に依頼してありますので、今しばらくお時間をいただきたくお願い申し上げます。

<窓口対応記録>

所 長	次 長	総 務 課	建築住宅 課 長	都市計画 課 長	課 僚	担 当

- 1 日 時 平成 15 年 3 月 25 日 (火) 11:30 頃  
 2 相手方 [REDACTED]  
 3 当 方 熱海土木事務所建築住宅課 [REDACTED]  
 4 内 容 やりとりは、以下のとおり。

[REDACTED] 宅造の報告を提出しに来ました。

[REDACTED] これで全てでしょうか。

後から出てきた写真とかありますけど、今、都市計画課さんのほうで工事の停止命令が出ていて、防災の計画を立てているところなんです。上で開発をしたことで [REDACTED] には信用がないと県庁で言われて、上を開発しようとしても [REDACTED] の名前では許可はダメだといわれている。下の方は、擁壁がどうのこうのという問題ではなくて、根本ができていないと言われている。任意に2本くらいボーリングをやってもダメだということ判断が出されているんですよ。それで、この前連れてきたコンサルが、地盤の専門屋と一緒に今週こちらに何う事になっていると思うんですが、うちが動くとかダメなんで、現況の平面図も作ってもらって、上と下を一体で考えた防災計画を作ってもらっているところなんです。そういうことなんで、とにかくうちとしては、無駄なことはしたくないんですよ。

[REDACTED] では、これで全部ですね。あと、提出先なんですが、文書を知事名で出させてもらっているんで、知事あてでお願いできますか。(文書のあて先が土木事務所長となっていることのため)

[REDACTED] わかりました。いっしょに来たもう一つの(風致の通知と思われる)と勘違いをしたみたい。直して郵送で送りします。

あと、これからどうなるんですか。都市計画のように弁明がくるんですか。次に、工事の停止命令がくるんですよ。文書がいつも土曜日に来るんですよ。それで、(提出期限が) 次の木曜ぐらいでしょ。きついんですよ。

宅造法が時間を置いて同じものを求めてきたでしょう。

これで、都市計画に追いつくんですよ。

[REDACTED] 同じものを求めたのは・・・

[REDACTED] それは法律が違うからというのは、理解しましたから。

[REDACTED] とりあえず、これを見させてもらい、内部で協議をします。

見ても変わらないでしょ。都市計画に出したのと同じですよ。都市計画の写真は見ていますよね。

見えています。

見ていればわかりますよね。写真が足りないことは分かっているんで。都市計画の判断と違うことがあるんですか。

都市計画法と宅造法の技術基準はほぼ同じですので、変わるようなことはないと思います。とにかく、この報告書の内容を見させてもらいます。

2番目の図面はもう少し時間がかかるということですね。

手持ちのはあるんですが、印の押してあるのは、東京に全て行ってしまっているんで、一度こっちに戻さなければならないんで。作業自体は、ここでやれと言われればすぐできるのですが。

図面は、文書にもあるように印のあるものを使って下さい。

分かりました。うちとしては、今、防災計画を作ってもらっているんですが、できれば、都市計画と建築住宅の両方の目で見てもらいたいですよ。片方が良くて、片方がダメでは困るんです。まだ今は宅造の方が停止まで行っていないんですが、先のことを考えると、これから（防災計画の立案の）途中の段階でこちらに来ることがあると思うんですけど、両方で見てもらいたい。

技術基準も同じですし、そういうことであれば、同席することは構いません。

分かりました。では、（文書については）修正したら郵送します。

そうしてください。

## 5 その他

都市計画法により工事停止及び防災の措置の命令を行っているため、宅造法について抵抗しようという意思は感じられない。宅造法についても都市計画法と同様の命令までであるだろうと半ばあきらめているように思われる。